

国立大学法人愛知教育大学役員報酬規程

2004年 4月 1日

規 程 第 23 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(報酬の支給)

第3条 俸給、通勤手当及び非常勤役員手当は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日（以下この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給月額は、次表のとおりとする。

適用区分	号俸	俸給月額（円）
学長	9	1,006,000
理事 監事	8	765,000
	7	736,000
	6	699,000
	5	661,000
	4	629,000
	3	599,000
	2	478,000
	1	359,000

2 常勤役員（学長を除く。）の号俸は、1号俸から8号俸までの範囲内で、役員会の議を経て学長が決定する。

3 学長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、役員会の議を経て前項の範囲によらず俸給を決定することができる。

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人愛知教育大学職員給与規程（2004年規程第12号。以下「給与規程」という。）第27条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第5条の2 通勤手当は、給与規程第29条の規定に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第5条の3 単身赴任手当は、給与規程第30条の規定に準じて支給する。

(期末特別手当)

第5条の4 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。）した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額の合計に、100分の120を乗じて得た額と、俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の173.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 前項の規定による期末特別手当の額は、学長が文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の職務の困難度、実績等を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲でこれを増額し、または減額することができる。

4 第2項の在職期間には、本学の職員、国家公務員その他これらに相当すると認められる者として在職した期間（常時勤務に服することを要しない者としての在職期間を除く。）を算入する。

5 期末特別手当の不支給又は一時差止の取扱いについては、国立大学法人愛知教育大学職員給与細則（2004年細則第3号）第14条第3項の規定を準用する。

（非常勤役員手当）

第6条 非常勤役員手当の額は、次表のとおりとする。

適用区分	号俸	俸給月額（円）
理事 監事	7	338,000
	6	315,000
	5	280,000
	4	245,000
	3	209,000
	2	175,000
	1	140,000

2 非常勤役員の号俸は、1号俸から7号俸までの範囲内で、役員会の議を経て学長が決定する。

3 学長は、非常勤役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、役員会の議を経て前項の範囲によらず俸給を決定することができる。

（日割計算）

第7条 新たに役員となった者には、その日から俸給、及び非常勤役員手当（以下本条において「俸給等」という。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（報酬の支払方法）

第8条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、2004年4月1日から施行する。

2 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であり、給与法に規定する通勤手当の支給要件に該当していた者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。

附 則(2004年規程第72号)

この規程は、2004年6月16日から施行し、2004年4月1日から適用する。

附 則(2005年規程第50号)

1 この規程は、2005年12月12日から施行し、2005年12月1日から適用する。

2 第5条の規定にかかわらず、2005年12月期の期末特別手当の期別支給割合は、基礎額の100分の172.5とする。

附 則(2006年規程第9号)

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続き、役員である者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

3 第2条に規定する地域手当については、当分の間支給しない。

附 則(2007年規程第10号)

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日以降、附則(2006年規程第9号)第3項の規定は適用しない。

附 則(2009年規程第25号)

1 この規程は、2009年6月1日から施行する。

2 2009年6月に支給する期末特別手当に関する第5条の3第2項の規定の適用については同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則(2009年規程第71号)

この規程は、2009年9月29日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則(2009年規程第94号)

この規程は、2009年12月1日から施行する。

附 則(2010年規程第94号)

1 この規程は、2010年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条の規定は2011年1月1日から施行する。

2 2010年12月に支給する期末特別手当に関する第5条の3第2項の規定の適用については同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則(2011年規程第27号)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（２０１２年規程第４０号）

この規程は、２０１２年６月１日から施行する。

附 則（２０１４年規程第３６号）

- １ この規程は、２０１４年１２月１日から施行する。
- ２ ２０１４年１２月に支給する期末特別手当に関する第５条の４第２項の規定の適用については同項中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。

附 則（２０１５年規程第９号）

- １ この規程は、２０１５年４月１日から施行する。
- ２ ２０１８年３月３１日までの間、施行日の前日から引き続き、役員である者の受ける俸給月額が、同日に受けていた俸給月額に達しないこととなる役員（同一号俸に限る。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（２０１６年規程第７号）

- １ この規程は、２０１６年２月２４日から施行し、２０１５年１２月１日から適用する。
- ２ ２０１５年１２月に支給する期末特別手当に関する第５条の４第２項の規定の適用については同項中「１００分の１６５」とあるのは「１００分の１６７．５」とする。

附 則（２０１６年規程第５９号）

- １ この規程は、２０１６年１２月１３日から施行し、２０１６年１２月１日から適用する。
- ２ ２０１６年１２月に支給する期末特別手当に関する第５条の４第２項の規定の適用については同項中「１００分の１７０」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則（２０１７年規程第２３号）

この規程は、２０１７年４月１日から施行する。

附 則（２０１８年規程第４号）

- １ この規程は２０１８年１月２９日から施行し、２０１７年１２月１日から適用する。
- ２ ２０１７年１２月に支給する期末特別手当に関する第５条の４第２項の規定の適用については同項中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

附 則（２０１８年規程第６３号）

- １ この規程は２０１８年１２月２５日から施行し、２０１８年１２月１日から適用する。
- ２ ２０１８年１２月に支給する期末特別手当に関する第５条の４第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」とする。

附 則（２０１９年規程第４０号）

- １ この規程は、２０１９年１２月２４日から施行し、２０１９年１２月１日から適用する。
- ２ ２０１９年１２月に支給する期末特別手当に関する第５条の４第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１７０．０」とあるのは「１００分の１７２．５」とする。

附 則（２０２０年規程第５１号）

この規程は、２０２０年１２月８日から施行し、２０２０年１２月１日から適用する。

附 則（２０２１年規程第２６号）

この規程は、２０２１年４月１日から施行する。

附 則（２０２２年規程第２５号）

この規程は、２０２２年４月１日から施行する。

附 則（２０２２年規程第６９号）

この規程は、２０２２年１２月１日から施行する。

附 則（２０２３年規程第２６号）

この規程は、２０２３年１２月１日から施行する。

附 則（２０２４年規程第３号）

この規程は、２０２４年４月１日から施行する。

附 則（２０２４年規程第１０号）

この規程は、２０２５年１月２８日から施行し、２０２４年１２月１日から適用する。

附 則（２０２５年規程第２９号）

この規程は、２０２５年６月１８日から施行し、２０２４年４月１日から適用する。

附 則（２０２６年規程第３号）

この規程は、２０２６年１月２７日から施行し、２０２５年１２月１日から適用する。